



## 「徳島県職業能力開発校管理規則の一部改正（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県立テクノスクールの管理に関し必要な事項を本規則で定めています。このたび、県立テクノスクールの訓練科再編に伴う訓練科名の変更等のため、一部改正を行うこととなりました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい規則にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和8年2月12日（木）～令和8年3月13日（金）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



#### ①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

#### ②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

#### ③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

#### ④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 経済産業部 産業人材課 人材育成担当

電話：088-621-2351 FAX：088-621-2852

メールアドレス：sangyoujinzai@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



## Q1 「徳島県職業能力開発校管理規則」ってどんな規則？

この規則は、県立テクノスクールの「訓練の種類」や「訓練科名」、「入校試験・入校手続」、「入校料・授業料の納付」、「修了」、「施設・設備の利用」等、県立テクノスクールの管理に関し、必要な事項を定めています。



## Q2 「徳島県職業能力開発校管理規則」のどこを改正するのですか？

令和9年4月からの県立テクノスクール訓練科の再編に伴い、訓練科の名称などを改正します。（例：理容科⇒ヘアビジネス科）



## Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県職業能力開発校管理規則の一部改正（案）」において、修正や新たな記述が必要と思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（→ 別添資料を参照してください。）



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、規則の制定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては規則に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。